

ふじのくに木使い建築施設表彰審査委員会設置要領

第1 趣旨

この要領は、ふじのくに木使い建築施設表彰実施要領第6(1)の審査委員会に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 委嘱

委員は、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、森林・林業局長が委嘱する。

第3 組織

(1) 審査委員会

委員10人以内で構成する。

(2) 委員の任期

委嘱の日から表彰の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(3) 再任

委員は、再任することを妨げない。

第4 委員長

(1) 委員長

審査委員会に委員長を置く。

(2) 選出方法

委員長は、委員の互選によりこれを定める。

第5 審査会

(1) 審査会

林業振興課長が召集し、審査の運営は委員長が行う。

(2) 表彰施設の選考方法

投票の結果、同数のときは、委員長の決するところによる。

第6 雑則

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、審査委員会で定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。